令和８年度版(R8 年 11 月 2 日～R9 年 3 月 31 日受付分)

練馬区経済課融資係(☎03-5984-2673)
練馬区練馬 1-17-1　Coconeri4階

練馬区産業資金 融資あっせん申込書（様式1）

練 馬 区 長　殿

私（私の代表する法人または団体）は練馬区産業融資資金あっせん制度について、同意事項に同意のうえ必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

申込日	令和　　年　　月　　日	貸付種類（・商店会名）
フリガナ		☐普通貸付 ○ 商店会加入者優遇 ☐小規模企業小口貸付 ○ 商店会加入者優遇 ☐新旧債務一本化貸付 ☐災害貸付 ☐年末短期貸付 ☐景気対策特別貸付 ☐地球温暖化等環境対策特別貸付 ☐アニメ産業特別貸付 〔　　商店会〕
事業者名称 ・法人名称 ・個人事業者の主たる事業所商号屋号		
事業所所在地 ・法人本店所在地 ・個人事業主の主たる事業所所在地	〒	
電話番号		
フリガナ		
代表者氏名 ・個人事業主の氏名	法人は実印 印 個人は認印可	
代表者住所 ・個人事業主の住所	〒	
電話番号		

区内営業開始月	明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和　　年　　月
事業内容 ※複数記入可	☐製造業(1000)　☐卸売業(2000)　☐小売業(2100)　☐飲食業(2200)　☐サービス業(2300) ☐運輸通信業(2400)　☐建設業(2500)　☐不動産業(9000)　☐その他
必要な許認可等	☐なし　☐許可　☐届出　☐登録　☐認可　☐免許　☐その他(　　)
確定申告書	☐添付した確定申告書は、税務署に提出したものと相違ありません。
事業形態	☐個人事業　☐株式会社　☐有限会社　☐その他　資本金[　　万円]　役員[　　人]　従業員[　　人] ※従業員は家族・役員を含まない。パート等でも経営上不可欠な人員を含む。
紹介先金融機関名 支店名	銀行、農協 信用金庫 信用組合　　支店 届出者[　　]　電話番号[　　]

申込金額 [内訳] [資金使途] [旧債務] 貸付期間	申込金額 (1万円未満切捨) 万円 貸付期間 (据置期間含む) か月	[内訳] 設備＿＿＿＿万円 ※要見積書(1万円未満切捨)	運転＿＿＿＿万円 ※該当する使途に○を付けてください	[主な資金使途] 仕入資金・外注費・人件費 買掛金・他(　　)	
		[新旧一本化貸付旧債務] (旧債務の内訳) 残高計＿＿＿.＿＿万円 ※千円単位まで小数点に記入	貸付年月日または紹介番号	当初貸付額	現貸付残高
				万円	. 万円
				万円	. 万円
				万円	. 万円
				万円	. 万円

経営上の課題と今後の対策 （景気対策のみ）		減少要件に使用した指標に○ ↓ 売上・売上総利益率・営業利益率
同意事項	・私の住民記録情報および区税の納付状況を区が確認すること。 ・東京信用保証協会および取扱金融機関等に対し、信用保証に関する私の個人または法人情報を提供しまたは提供を受けること。また、信用保証料の補助について、繰上げ償還等により保証協会等から返戻があった場合には、区の補助した割合に応じて信用保証料を区に返金すること。 ・申込み時に提出した書類を返却しないこと。	
その他	貸付期間の上限は、貸付金額が1千万円以下では 84 か月(7 年)、1千万円超では 120 か月(10 年)です。 ※景気対策特別貸付は金額にかかわらず 84 か月(7 年)以内 車両購入費用は、個人タクシー用車両400万円 、事業用普通乗用車300万円が貸付限度額です。	

※自署により作成してください。(フリクションペン不可)　訂正の際は、二重線を引き訂正印を押してください。捨て印での訂正不可。
※1年以上、金融機関から回答票の提出がない場合は、「辞退」として取り扱います。

＜ 区 記 入 欄 ＞　No.　新　既　（　　）

決算期	令和　年　月～　年　月		売上高(収入額)		円
所得額・住民税	☐法人住民税 ☐個人住民税 ☐軽自動車税	中間/確定　年度 普/特　期迄 円 (軽自　円)	☐法人当期利益 ☐個人年間所得		円
			既往貸付残高		万円
売上	直近　円	前年　円	減少額		千円
利益率	総利益・営業利益	直近　%	前年　%	減少率	%

■ 申込みについて

※金融機関の審査により、融資の可否・金額が決定されます。
金融機関への事前の相談をおすすめします。

①融資係宛に申込書、必要書類を持参・郵送・金融機関の代行により提出する。
※いただいた書類は返却しません。郵送の場合、レターパックライトとチェックリストの同封をお願いします。
※不明点等ありましたら、事前に電話(03-5984-2673)でご確認ください。
②要件等の確認後、紹介票を発行し、原則翌営業日以降に紹介票を窓口で交付(郵送)します。
③紹介票と必要書類をもって金融機関へ融資を申し込んでください。

■ 主な必要書類等

※書類は返却しませんので、押印のある書類以外は全てコピーをご提出ください。
事業の様態や組織形態等により、その他の書類が必要となる場合があります。

	個人事業主	法人
1	申込書(HP からダウンロードしてください)	
	実印または認印を押印 ※スタンプ印は不可	法人の代表者印(実印)を押印
2	直近の確定申告書(電子申告の場合は「受信通知」または所得税(個人)・法人税の「納税証明書(その 2)」を添付。)および決算書類一式(別表、決算書、勘定科目内訳明細書等含む) 練馬東税務署 03-6371-2332 練馬西税務署 03-3867-9711	
	・ 白色申告の方は確定申告書と内訳書の控え ・ 青色申告の方は確定申告書と決算書(または現金出納帳等の簡易帳簿)の控え	※ 特定非営利活動法人では、事業報告書(計算書類・財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の名簿) 、確定申告書(収益事業の場合)が必要です。
3	住民税・軽自動車税の領収書・納税証明書等	法人住民税の納税証明書
	・ 1月1日(1～6月中は前年1月1日)以前から練馬区に住民登録のある方は、証明書類は不要です。ただし、納付または口座引落されてから2週間以内の方は、当該領収書や記帳済みの通帳が必要です。 ・ 前項に該当しない方で、住民税非課税の場合は非課税証明書が必要です。住民税課税の場合は、納期が到来した当年度(4～6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引落の場合は記帳済みの通帳)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	・都税事務所等で発行した、直近の決算にかかる法人住民税の納税証明書が必要です。(領収書、納付確認書等では受付できません。) ※ 収益事業を行っていない NPO 法人等は、免除を受けている証明書が必要です。 ●練馬都税事務所:03-3993-2261
4	印鑑(実印または認印※スタンプ印は不可)	法人の代表印(実印)
5	住民票(練馬区に住民登録がある方は不要) ※発行から3か月以内のもの ※最新情報のもの	履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること ※代表者住所非公開の場合は事前にご相談ください
6	有効な許認可証・開設届等(飲食業や理・美容業など許認可や届出が必要な業種のみ) ※住所移転、法人名・代表者変更等の変更申請を行っていること。	
7	設備資金に関する見積書または支払前の請求書・契約書(作成業者の社名、宛名、発行日、金額内訳等のあるもの)	
8	代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し(練馬区に住民登録がある方は不要)※最新情報のもの	
9	※必要に応じ 返信用レターパックライト(返送先の住所をご記入ください)、郵送用チェックリスト(HP からダウンロードしてください)	

■ 貸付種類

※詳しくはホームページやパンフレットをご覧いただくか、電話でお問い合わせください。
※デジタル化・イノベーション等支援特別貸付、団体貸付・商店街整備資金貸付・街づくり事業協調貸付は別の申込書です。

貸付種類と申込資格要件	資金限度額※2(資金使途)	据置期間※3	金利利用者負担	区負担
普通貸付	**2,500万円**	6か月	**0.9%**	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	**500万円**※上項限度枠内	6か月	**0.4%**	1.6%
小規模企業小口貸付	**2,000万円**	6か月	**0.9%**	1.1%
〈商店会加入者優遇措置〉	**500万円**※上項限度枠内	6か月	**0.4%**	1.6%
新旧債務一本化貸付	**2,500万円**	6か月	**0.9%**	1.1%
景気対策特別貸付※1	**2,000万円**	12か月	**0.2%**	1.8%
地球温暖化等環境対策特別貸付※1	**500万円**(設備資金)	6か月	**0.2%**	1.8%
アニメ産業特別貸付※1	**1,000万円**	6か月	**0.2%**	1.8%
災害貸付	**500万円**	12か月	**0.4%**	1.6%
年末短期貸付 ※受付期間:10月～11月	**300万円**(運転資金)	1か月	**0.4%**	1.6%

※1 特別貸付では、**信用保証料の半分を補助します** ※「小規模企業小口貸付」では東京都の半額補助を利用できる場合あり
※景気対策特別貸付は信用保証料の全額を補助 (令和8年11月2日～令和9年3月31日受付分)
※2 同一貸付種類の返済残高を含んだ上限額
※3 貸付期間(据置期間を含む)は、貸付金額1千万円以下では **84か月(7年)**以内、1千万円超では **120か月(10年)**以内
※「年末短期貸付」では **11か月**以内 ※景気対策特別貸付は金額にかかわらず 84か月(7年)以内